



2022年4月28日

各 位

会 社 名 西日本旅客鉄道株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 長谷川 一明
(コード番号 9021 東証プライム市場)
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション部長 小澤 裕一

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の第35回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）における承認を条件として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入する方針を決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

(2) 本制度の導入条件

本制度の導入は、2022年1月31日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で公表いたしました監査等委員会設置会社への移行が、本株主総会において承認されることを条件としております。

また、本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の交付のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認が得られることを条件といたします。なお、1995年6月27日開催の第8回定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は月額7,700万円以内とご承認をいただいておりますが、本株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役それぞれの報酬額を新たに設定するとともに、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記報酬枠とは別枠にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額75百万円以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年20千株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として当社に払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立してい

ない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、人事報酬諮問委員会への諮問を経て取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間において、

- ① 本株式の割当を受けた日から当社取締役の地位その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償で取得すること

などをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

【ご参考】

当社は、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の執行役員等の経営幹部(対象取締役とあわせて、「対象取締役等」と総称します。)に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

当社の新たな報酬制度において、対象取締役等の報酬は、①「基本報酬」、②「業績評価報酬」及び③「株式報酬」で構成します。新たな報酬制度への移行にあたっては、①～③を合わせた報酬額は現行制度における報酬額と同等とし、新たに設定する株式報酬は、現行の基本報酬の一部を充てることとします。

また、基本報酬、業績評価報酬、株式報酬の割合は、全ての業績指標(鉄道の安全確保、連結収益、連結利益、資産効率)が前事業年度の期首に掲げた目標に達した時に、対象取締役の場合、概ね7:2:1となるように設定いたします。

参考：取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の報酬の構成



以上